

事業概要シート

事務事業コード	事務事業名称	事業区分	所属コード	担当課
201040005	空き地適正管理	一般	2500	環境政策推進課

事業開始年度	昭和50年度
--------	--------

◆事業の性質分類

○	①ソフト関係事務事業(市民サービス)	④施設等の維持管理的な事務事業
	②整備関係事務事業	⑤行政の内部管理事務事業
	③施設等の建設事務事業	⑥経常的な事務事業

【注】公の施設の維持管理的な事業で指定管理者等の導入可能性があるものは①、④の両方が該当するため両方に○印を付ける。

◆事業の背景

市民ニーズ・地域課題	関係法令、関係計画等
<p>・住宅地域における空き地の適正管理は周辺住民からの要望も多く、生えている雑草の除去をすることによって清潔保持に努め、良好な生活環境の保持を望む市民の声が多い。</p> <p>※平成21年度の市への雑草除去の依頼件数 19件と面積3836.64m²</p>	<p>・長岡京市まちをきれいにする条例</p> <p>・第3次総合計画第2期基本計画 基本2ー政策1ー施策4</p>

◆事業の目的

【事業の対象】・利益を受ける人 ・最終的に影響を及ぼすことを予定している人、もの 等	【事業の目指す成果】・左記の対象がどのような状態になることを目指していますか ・成果として具体的に何か 等
<p>・土地所有者(19名)及び空き地周辺住民の生活環境の向上。</p>	<p>・空き地管理者の自己管理責任</p> <p>・毎年計画的な雑草除去が行われることにより、周辺的生活環境が保全される</p>

◆事業費の推移 (単位:円)			H19実績	H20実績	H21見込み	
収入	使用料・手数料		1,034,550	1,034,550	920,690	
	国支出金(補助率)					
	府支出金(補助率)					
	その他()					
	合 計		1,034,550	1,034,550	920,690	
支出	人件費(概算)	正規職員	従事人員(人)	0.1	0.1	0.1
			人件費	800,000	800,000	800,000
	嘱託・再任用職員	従事人員(人)				
		人件費				
	事業費(予算・決算)		693,899	710,613	770,000	
合 計		1,493,899	1,510,613	1,570,000		
収支	一般財源充当額		459,349	476,063	649,310	
	対象者あたり一般財源充当額		(母数:所有者20名) 22,967/人	(母数:所有者20名) 23,803/人	(母数:所有者19名) 34,174/人	

事業費の詳細(H21見込み)	空き地草刈委託料 578,564円
----------------	-------------------

◆事業の内容			
事業の手法		事業の内容	
	直営	<ul style="list-style-type: none"> 空き地所有者に対し、空き地の管理について依頼。 市への除草依頼を希望される場合は委託費用1平方メートルつき240円が必要 20年度では依頼件数:20件 ・実施回数:概ね6月・9月の年2回実施 ・委託先:長岡京市シルバー人材センター ・その他の空き地管理者(事業所・官公庁)に対しては、雑草等除去に関する実施計画書を提出するよう年度初めに依頼している。	
○	全部委託		
	一部委託		
	指定管理		
	その他		
◆事業の類似			
市における類似事業について		なし	近隣市町における類似事業について
			不明
◆過去の経過			
これまでの課題		左記の課題への、これまでの対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・実地回数の増を望まれる市民が多く見られる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の委託金額負担の増加もあり難しい。 ・自主清掃実施者の所有地で周辺からの苦情があつてから実施する場合も多くみられる。 	
◆現状の分析と課題			
①【必要性】・現在も市民に必要とされる事業か ・環境変化により事業目的は薄れてないか ・廃止した場合の影響は何か		②【市関与の妥当性】・市が行うべき事業か ・類似事業を行う他団体はないか ・市が行わない場合の影響は何か	
<ul style="list-style-type: none"> ・他府県の所有者も多く市へ依頼することを望んでおられるが、自主的に管理(雑草の駆除)することは可能である。 ・まちをきれいにする条例においては市に委託することが出来るとされている。 ・自主管理になることにより、計画的な除草がされるか疑問・・・ そのことにより、苦情が多発か・・・ 		<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者が当然行うべきもので、現状市が受託しているがすべてシルバー人材センターへ委託している現状から、市が直接受託する必要はない。 ・市が行わない場合は、委託先を斡旋すれば問題ないと考ええる。 	
③【事業の対象】・利益を受ける人 ・最終的に影響を及ぼすことを予定している人、もの等		④【その他の課題】・現在の内容で目的は果たせるか ・経費や時間等に無駄はないか 等	
<ul style="list-style-type: none"> ・空き地所有者20名及び周辺住民 		<ul style="list-style-type: none"> ・市が受けた空き地は管理できているが、その他の空き地については把握が難しい。 ・実質的にシルバー人材センターへの再委託となることから、効率的には無駄があると思える。 	
◆今後の方向性と課題への対応			
方向性		【方向性の理由と想定される課題への対応】	
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市が受託している空き地はすべてシルバー人材センターに再委託している。 ・空き地所有者は市へ依頼することによる安心から金額だけの問題でなく、今日まで委託されているが、本来自主管理すべき性質のものである。 	
	拡大		
	縮小		
	統合		
	外部委託		
○	廃止		
	その他		
所属長コメント(事業の展望)			
昭和50年に制定した「あき地にはえている雑草等の除去に関する条例」を廃止し、平成18年7月に「まちをきれいにする条例」に盛り込んだ。特に現状において、行政が請け負ってする必要がないと思われる。			